

この史料は、「<sup>村議定</sup>村議定」といって村の決まりを記した文書です。村議定は、村の慣習をもとに成文化されていましたが、村内の自治的な規約として村人が合議をして決定されました。

この村議定は文久2年(1862)新田郡本町村(現飯塚本町大原)の振舞い儉約に関するものです。近年、祝儀・不祝儀などの振舞いが派手になり、村人の経済的負担の増加を背景として、質素儉約など七か条を定めています。この議定書は、本町村を支配していた幕府代官と旗本松平家へ届け出て承認を得ています。

第一条では、浪人に対する贈いは有り合わせの物にすることを決めています。当時村々を浪人が徘徊し村に金銭を要求するなどの行為が行われていました。婚礼時のお祝い事は親類・組合(五人組)、向こう三軒両隣の家まですること、法事などの清め酒は1升までとすること、婚礼後の祝い事の自粛、催しものの誘いを断ることなどが決められています。村の休日も、村ごとに決められ、勝手に休んで遊ぶことは出来ませんでした。こうした議定に盛り込まれる内容は地域性があるのが特徴ですが、当時の村の生活がうかがえる史料です。

〈参考資料〉『群馬県史』通史編6 171~189頁

村議定書

浪士の義は、有り合わせ候ものにて相贈い宿致すべき事

婚姻並び祝ひ等、その外振る舞い、親類・組合・向こう三軒両隣の外、手互に致すまじき事

附けたり、村役人並び若者三ツ目振る舞い、これ又致すまじき候事

不祝儀は清め酒一升、並び不幸に付き他所へ出で候ものへ出迎え致し候義相互の義に候得ば、出迎え致すまじく候事

附けたり、念仏玉差し出し申すまじき事

花会の儀、他所より申し来り候とも相断り申すべき事

遊び日の義は、役元より定便をもつて相触れ申すべき事

男女馴染れ合い又は密通杯これ無き様致すべく、親類・組合心附申すべき事

附けたり、万一心得違ひのものこれ有り候共、若え者へ酒代遣わし取り致すまじき事

山売賣の節、祝ひの義は買ひ主心次第を請け、万端実意に世話いたし申すべき事

村議定の事

- 一 浪士の義は、有り合わせ候ものにて相贈い宿致すべき事
- 一 婚姻並び祝ひ等、その外振る舞い、親類・組合・向こう三軒両隣の外、手互に致すまじき事
- 一 附けたり、村役人並び若者三ツ目振る舞い、これ又致すまじき候事
- 一 不祝儀は清め酒一升、並び不幸に付き他所へ出で候ものへ出迎え致し候義相互の義に候得ば、出迎え致すまじく候事
- 一 附けたり、念仏玉差し出し申すまじき事
- 一 花会の儀、他所より申し来り候とも相断り申すべき事
- 一 遊び日の義は、役元より定便をもつて相触れ申すべき事
- 一 男女馴染れ合い又は密通杯これ無き様致すべく、親類・組合心附申すべき事
- 一 附けたり、万一心得違ひのものこれ有り候共、若え者へ酒代遣わし取り致すまじき事
- 一 山売賣の節、祝ひの義は買ひ主心次第を請け、万端実意に世話いたし申すべき事

\*若者(若者、一般に一五歳、甲〇歳くらいの子)／三ツ目(婚礼から三日目の祝い事)／遊日(村の休日)／定便(村内外の連絡事務を行う者)／酒代(心づけ、余分に与える金銭)／実意(本心、まこと)